

平成20年第1回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成20年3月17日 午前10時00分開議

日程第1	議案第2号	壱岐市防災会議条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第3号	壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第4号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第5号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第6号	壱岐市特別会計条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第7号	壱岐市手数料条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第8号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第9号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第10号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第11号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第12号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第13号	壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第14号	壱岐市後期高齢者医療に関する条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第15号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第16号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第17号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第18号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第18	議案第19号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第21号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第22号	平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第23号	平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第24号	平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第25号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第26号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第27号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第28号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第29号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第30号	平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第31号	平成20年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第32号	平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第33号	平成20年度壱岐市老人保健特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第34号	平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第35号	平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第36号	平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第37号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第38号	平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第39号	平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第40号	平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第39	議案第41号	平成20年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第40	議案第42号	平成20年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	請願第1号	壱岐市一般廃棄物処理施設建設反対に関する請願	厚生常任委員長報告・不採決とするべきもの、本会議・不採決
日程第42	議案第44号	長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について	総務部長兼郷ノ浦支所長説明、質疑、委員会付託省略、討論・採決 本会議・可決
日程第43	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑、委員会付託省略、討論・採決 本会議・了承
日程第44	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑、委員会付託省略、討論・採決 本会議・了承
日程第45	発議第2号	道路特定財源の確保に関する意見書の提出について	提出者説明、質疑、委員会付託省略、討論・採決 本会議・可決
日程第46	発議第3号	燃油価格における地域格差の解消を求める意見書の提出について	提出者説明、質疑、委員会付託省略、討論・採決 本会議・可決
日程第47	閉会中委員会継続調査申出の件		申し出のとおり決定
日程第48	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (25名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君

20番 瀬戸口和幸君

21番 市山 繁君

22番 近藤 団一君

23番 牧永 護君

24番 赤木 英機君

25番 小園 寛昭君

26番 深見 忠生君

欠席議員（1名）

19番 倉元 強弘君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君  
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	長田 徹君	副市長 .....	澤木 満義君
収入役 .....	布川 昌敏君	教育長 .....	須藤 正人君
総務部長兼郷ノ浦支所長 .....			久田 賢一君
市民部長 .....	山本 善勝君	保健環境部長 .....	小山田省三君
産業経済部長 .....	西村 善明君	建設部長 .....	中原 康壽君
勝本支所長 .....	米本 実君	芦辺支所長 .....	山口浩太郎君
石田支所長 .....	瀬戸口幸孝君	消防本部消防長 .....	山川 明君
教育次長 .....	久田 昭生君	病院管理部長 .....	山内 義夫君
総務課長 .....	堤 賢治君	財政課長 .....	牧山 清明君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さんおはようございます。

倉元強弘議員から欠席の届け出がっております。

ただいま出席議員は25名であり定足数に達しております。

これより議事日程第5号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告いたします。本日、長田市長より追加議案3件の送付があり、議事日程に追加しておりますので御了承願います。

---

## 日程第 1. 議案第 2 号～日程第 4 1. 請願第 1 号

○議長（深見 忠生君） 日程第 1、議案第 2 号壱岐市防災会議条例の一部改正についてから、日程第 4 1、請願第 1 号壱岐市一般廃棄物処理施設建設反対に関する請願についてまで 4 1 件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査の報告を行います。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をします。

議案第 2 号壱岐市防災会議条例の一部改正について、原案可決。

議案第 3 号壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 4 号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 5 号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 6 号壱岐市特別会計条例の一部改正について、原案可決。

議案第 8 号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第 9 号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 6 号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 3 9 号平成 2 0 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、原案可決。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから総務文教常任委員長報告に対して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんのでこれで総務文教常任委員長の報告を終わります。

[総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇]

○議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

[厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇]

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をします。

議案第7号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第12号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号壱岐市後期高齢者医療に関する条例の制定について、原案可決。

議案第17号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第23号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第24号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第25号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第28号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第30号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第32号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第33号平成20年度壱岐市老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第34号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第35号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第38号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第41号平成20年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決であります。

意見として、特別養護老人ホームの事業であるが、同施設は昭和46年に開所し、壱岐市の中でも特に古い建物でありながら重要な事業所である。しかし、再三当委員会が述べてきたように、施設の老朽化ゆえに利用者に対するサービスの低下を招いていることも事実である。空調、ボイラー等の機器の老朽化により故障の不安を抱えながら施設運営を強いられている状況では、入所されている人に対する満足なサービスを行えない。平成20年度予算にも多額の光熱費や500万円余りの修繕料が計上されているが、施設の改築を行えば効率がよくなり、また不要となる部分も出てくる。現在の待機者50名、昨年だけで約25人のお年寄りがホームで人生

の——これは字がちょっと違います。——最期を迎えられている状況に照らし合わせれば、早急に改築に着手されるべきと考えます。

さきの2月13日、閉会中委員会調査の中でこのことを取り上げたが、今は改築に向けての準備委員会の立ち上げのための準備委員会ということ了近々になされるという話がありました。今の国の施策を見ても増床できる状況にありません。この際、現状の定員で現在地でもやむを得ないと考えます。建設へのゴーサインを出すべきと委員全員の意見であります。

次に、審査の中で出ました質疑、意見等について、主なものを報告します。

まず、議案第14号及び34号の後期高齢者医療制度に関する条例制定及び予算についてですが、75歳以上の高齢者の医療については国の法律の施行により、平成20年4月1日から長崎県下の全市町村が加入する広域連合が事業を行います。また、75歳以上の高齢者全員に対して保険料が賦課されますが、一部軽減措置もあります。徴収方法については年金から差し引く特別徴収と普通徴収とに分かれますが、壱岐市の場合は、約5,400人の対象者のうち15%、約810人が普通徴収に該当すると見込んで予算編成されております。

保険料の滞納者に対する対応については県下一律で、短期保険証や資格証の発行等の措置が予想され、満足な医療を受けられない高齢者の増加が懸念されます。滞納者に対する適切な対応を望むとの意見がありました。

次に、議案第17号壱岐市民病院及びかたばる病院の手数料徴収条例の改正についてですが、今回実情に沿った手数料の改正を行い、新たに7項目を追加、9項目について値上げの改定が行われています。

他の病院との比較については、島内の民間病院の手数料は統一されているとのことで、市民病院はいずれの項目も同額もしくはそれより低く設定されておりました。また、県内の他の離島公立病院との比較においても同額程度の設定になっておりました。

次に、議案第40号壱岐市病院事業会計予算についてであります。平成19年度の当初予算では3億5,000万円余りの欠損金が計上されておりましたが、経営努力等により、現時点の決算見込みでは1億7,300万円余りになる見込みであるとの報告がありました。自治体病院は、住民のためには不採算部門の医療をも営んでおり、ある程度の赤字経営はやむを得ないと考えます。

しかし、赤字額が累積すると壱岐市の財政圧迫が危惧されます。現在、地域医療における全国的な医師不足が深刻化していますが、経営努力等により赤字の減少、市民に信頼される病院の確立に努力をしていただきたいと思います。

次に、請願についての審査報告を行います。

本委員会に付託された請願は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第

136条の規定により報告します。

受理番号請願第1号、付託年月日は、平成20年3月5日、件名は、壱岐市一般廃棄物処理施設建設反対に関する請願、審査の結果、不採択とすべきものと決定しました。

委員会の意見はなし、措置はなし、以上です。

次に、不採択の理由を報告いたします。

同施設の建設計画については、市側から6回、住吉地区内部で4回の協議がなされてきましたが、一部に説明が不十分であったとの意見もあります。

しかし、地元地区への説明会や地元公民館内30数名の先進地視察等を経て、既に平成18年12月24日に、住吉地区振興協議会長及び住吉地区の4公民館長と環境保全協定が締結をされており、また、申し入れ書——要望書ですが——に対する回答も出されています。

また、同施設の建設計画については、現在、以上の状況にあります。

1に、協定の締結後、国へ事業計画を提出し、平成19年2月13日付で国の承認を得ており——1年前ですが——一度承認を受けた事業を白紙に戻すような大幅な変更を国が簡単に認めることは考えられない。

2に、国から交付金の内示を平成19年3月30日に受けて——これも1年ほどになります——環境アセスメント及び総合評価審査等の業務をもう行っており、施設整備事業にも着手をしております。

なお、市側からは、引き続き地元の説明会、環境保全や振興策等の協議は継続され、住民の方に十分説明し、理解が得られるよう努力をされたいという要望をしております。

次に、審査の中身でございますけれども報告をいたします。

本請願の審査に際しましては、重要な案件でもありましたので、特に紹介議員である音嶋議員、そして参考人として、請願者の平田廣氏及び住吉地区振興協議会の前会長でありました長嶋邦昭氏の出席を要請し、双方から説明を受け、質疑応答の後、採決を行っています。

なお、請願書に署名した52名の中から、十分な説明がなく、内容もわからず捺印したとの理由により、署名捺印取り消し届が本日までに18名の方より提出されています。

大体私が考えるに、やはり十分な市の説明がなかったということで、住民の行政に対する不信感、これは根強いものがあります。一つは、施設の地震に対する不安ですね。地震になったらどうしようとかそういう不安があります。

それから、2つ目には環境ですね。いろんなその煙とか出る状態、例えば排水の問題で環境に対する不安があります。

3つ目には地域振興策、どこまでしてくれるのか、本当にやってくれるのか、この辺の不安があります。

ということで、今後は市の方にも十分な、地元への説明に対して配慮をしていただくということを強く申し入れております。それと地元の方にも、委員会としても必要な部分には私たちも同席をさせてくださいというような要請もいたしております。そういうことが今回の不採択となった私ども委員会の意見でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんのでこれで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） 委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第15号壱岐市営住宅条例の一部改正について、原案可決。

議案第18号市道路線の廃止について、原案可決。

議案第19号市道路線の認定について、原案可決。

議案第21号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について、原案可決。

議案第26号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第27号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第36号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第37号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第40号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第42号平成20年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんのでこれで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。瀬戸口予算特別委員長。

〔予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 登壇〕

○予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第22号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第31号平成20年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（深見 忠生君） これから予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんのでこれで予算特別委員長報告を終わります。

〔予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

これから各案件に対し、討論、採決を行います。

まず始めに、議案第2号壱岐市防災会議条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号壱岐市防災会議条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第2号壱岐市防災会議条例一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第3号壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第4号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第5号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市特別会計条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号壱岐市特別会計条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第6号壱岐市特別会計条例の一部改正

については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市手数料条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号壱岐市手数料条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第7号壱岐市手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市税条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号壱岐市税条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第8号壱岐市税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第9号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第12号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第13号壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市後期高齢者医療に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号壱岐市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第14号壱岐市後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市営住宅条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号壱岐市営住宅条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第15号壱岐市営住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に

ついてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第16号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第17号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号市道路線の廃止についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号市道路線の廃止についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第18号市道路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号市道路線の認定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号市道路線の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第19号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第21号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第22号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第23号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第24号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第25号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第26号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案27号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案27号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案27号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第28号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第29号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第30号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成20年度壱岐市一般会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号平成20年度壱岐市一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第31号平成20年度壱岐市一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第32号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成20年度壱岐市老人保健特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号平成20年度壱岐市老人保健特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第33号平成20年度壱岐市老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第34号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第35号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第36号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第37号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第38号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第39号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算に対する討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第40号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成20年度壱岐市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号平成20年度壱岐市病院事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第41号平成20年度壱岐市病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成20年度壱岐市水道事業会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号平成20年度壱岐市水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第42号平成20年度壱岐市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号壱岐市一般廃棄物処理施設建設反対に関する請願に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がありませんのでこれで討論を終わります。

これから請願第1号壱岐市一般廃棄物処理施設建設反対に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。したがって、本請願に対して採決します。請願第1号壱岐市一般廃棄物処理施設建設反対に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、請願第1号壱岐市一般廃棄物処理施設建設反対に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

---

#### 日程第42. 議案第44号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第42、議案第44号長崎縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 提案理由につきましては、担当部長よりさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 議案第44号長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成20年4月1日から長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、長崎縣市町村総合事務組合の交通災害共済事務につきましては、現

在 23 市町のうち 18 市町が加入をされております。今回加入をされよういたします五島市は、現在単独で実施をされておりますが、20 年 4 月 1 日以降、単独で実施することが困難となったために今回加入をしたいとのことでございます。

なお、施行日は 20 年の 4 月 1 日となっております。

以上、よろしく願いいたします。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから本案に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので質疑を終わります。

お諮りします。議案第 44 号長崎縣市町村総合事務組合の規約変更については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第 44 号長崎縣市町村総合事務組合の規約の変更についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 44 号長崎縣市町村総合事務組合の規約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 44 号長崎縣市町村総合事務組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 43. 諮問第 1 号～日程第 44. 諮問第 2 号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第 43、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第 44、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 諮問第 1 号及び諮問第 2 号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱をしていただく必要があり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の同意を求め

るものでございます。

諮問第1号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員平田タカ子氏が平成20年6月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案をいたす次第でございます。

また、諮問第2号につきましても、郷ノ浦町若松触の人権擁護委員山川和夫氏が平成20年6月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案をいたしたわけでございます。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元にお配りをいたしております資料のとおりでございます。御審議を賜りまして御了承をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 委員の再任について、特に意見があるわけではありませんが、大体選定に当たって、現状を見てみるともう1期が続いて2期が続いて3期になったり、4期になったりというようなことよく見受けられます。いろいろ人選で、切羽詰まった状態でなかなかお願いしても次の人になかなか行かない。だから、もう一回お願いしますというそういう状況ですが、やはりもう大体期日はわかっているわけですから、半年前とか1年前から個別に当たりながら。結構いらっしゃるんですよ、いろいろ。

この方が悪いと言っているわけじゃありません。今後の人選について、よくその辺も加味しながらやっていただきたいという気がいたしますがいかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） この選任は、今現在もやっておられまして、今本当にこういった面で御尽力をいただいて、本当に的確な人と、このように思って推薦をしてるわけです。

議員が言われるのもおわかりするんですが、今現在のお二人は、非常にこの擁護の方で頑張っていていただいてありますし、どうしてもこうあれということであればあれなんですけど、今のところもう最適者とこのように思って提案をいたしたしだいでございます。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） だから、市長が今最適って言われましたけど、別に悪いて言ってるわけじゃないやないですか。最適な方ですよ。

ただ、今後の人選について、いろいろその辺も私がさっき言ったやないですか。長期にわたらないようなことまで加味して、やっぱり地域的にもあるわけですから。

なかなかね、合併はしたと言いながらやっぱり地域性です。郷ノ浦町とか勝本町に限ったわけじゃありません。例えば、武生水でいえば元居とか庄とか本村とか永田とかあるわけですから、その辺も加味していただきたいなという希望ですよこれはあくまでも。この辺はいかがですかとお尋ねをしているわけです。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 当然そういう気持ちでやっているつもりでございます。今9名、それぞれの委員さんが頑張っておられますが、本当に、そういうことで余り長くなり過ぎるという言葉もわかるわけでございます。そういう中でやはりこう、この人権擁護委員という仕事も大変な仕事でございますので、そこいら議員が言われるようにそういう大きい目で——大きい目と申しますか、そういう形で思っておりますが、現在はそういう形で提案をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 市長の答弁聞いていると、今9名と言われましたけども、9名以外には壱岐には最適な人はいないというふうに聞こえますので、そうじゃありませんので、その辺も加味しながらお願いをいたします。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 答弁要りませんね。（「はい。要りません」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので諮問第1号についての質疑を終わります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので諮問第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号及び第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

---

#### 日程第45、発議第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第45、発議第2号道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。24番、赤木英機議員お願いします。

〔提出議員（赤木 英機君） 登壇〕

○提出議員（24番 赤木 英機君） 発議第2号を提出いたしたいと思いますが、皆様御承知のように、この件は、現在国の方でもいろいろと審議をされております。

また、財源の使途についてもいろいろ調査等しておられますので、その件は国にお任せをするとういたしまして、地方議会といたしましては一応この提出をいたしたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

発議第2号、提出者、壱岐市議会議員赤木英機、賛成者、壱岐市議会議員豊坂敏文、牧永護。

道路特定財源の確保に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14号の規定により提出します。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）、道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策、通学路の整備や安全対策、さらには、救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

離島である本市においては、人や物の移動のほとんどを自動車交通に依存している状況であり、特に離島架橋整備など島民の日常生活の安定・安心を図る上でも、道路整備は最重要課題の一つである。

また、道路施設の老朽化が進んでおり、その維持、管理も行われなければならないその費用は年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに、地方道路整備臨時交付制度を廃止された場合には合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることになる。こうしたことになれば本市の厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより着工中の事業の継続も困難となるなど本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらに、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関係法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成20年3月17日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから発議第2号の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので発議第2号の質疑を終わります。

〔提出議員（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第2号道路特定財源の確保に関する意見書の提出については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） したがって、発議第2号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。2番、町田光浩君。

○議員（2番 町田 光浩君） 私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

道路特定財源の確保、これは確かに必要なことでありますし、道路の整備というのは地域においては非常に大切なことだということは重々承知をしております。

ただ、暫定税率、今国会でも非常に問題になっておりますが、暫定税率を堅持することに関して、私は非常に疑問を持っております。報道等でも出ておりますが、道路特定財源のむだ遣いも非常に行われているということは皆さんも御存知だと思います。このむだ遣いを助長するような道路特定財源、暫定税率の堅持をすべきではない。

しかも、政府は、暫定税率、長々と続いた暫定措置を、さらに今回10年延ばそうと、延長しようと考えております。既に暫定ではありません。何十年も続くような暫定措置というのは基本的にあり得るべきではないと考えております。

例えばこの延長を1年もしくは2年の延長をして、その間に税率の根本的な改革をやるという方向であればまだ納得はいきます。ただ、現状では、具体的な改革案も出ないまま10年間の暫定税率を堅持しようという方向性を出している限りは、燃油は非常に高騰しておりますし、今後まだまだ高騰する見込みです。市民、国民の生活を直撃する燃料の高騰を抑えるためにも、ぜひ暫定税率は見直すべきであり堅持すべきではないと考える立場から反対をいたします。

以上です。

○議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第2号道路特定財源の確保に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第46、発議第3号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第46、発議第3号燃油価格における地域格差の解消を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。17番、大久保洪昭議員。お願いをいたします。

〔提出議員（大久保洪昭君） 登壇〕

○提出議員（17番 大久保洪昭君） 発議3号燃油価格における地域格差の解消を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。提出

者、大久保洪昭、賛成者深見義輝、久間進。

燃油価格における地域格差の解消を求める意見書（案）、離島地域を多数有している本県では、従来から燃油価格は高価格であり、原油価格が高騰している現在、重油、軽油、ガソリン、灯油、プロパンガス類等の燃料価格は上昇し、離島地域では本土、都市と比較してさらに高価格となり、住民生活の過重負担となっている。このような状況は壱岐島の基幹産業である水産業において、出漁そのものを見合わせるような状況が発生するなど、まさに死活問題となっている。

また、農業においても、加工、流通業における運送料等の流通コスト面など多大の影響を受けている。

このままでは農産物の安定供給に支障を来し、食糧自給率の低下に拍車をかける恐れがあるとともに、離島住民にとって命綱とも言える海運を初め、住民の日常生活に大きく影響を及ぼし、離島地域における企業活動の減退、雇用機会の減少、ひいては地域の経済活動の疲弊につながり、地域そのものの崩壊につながるのではないかと危惧される。

よって、壱岐を初め、離島地域の住民生活に必要な重油、軽油、ガソリン、灯油、プロパンガス等の石油製品の高価格実態を打開するため、輸送にかかわる補助制度を創設し、販売価格を本土、都市並みに引き下げよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。壱岐市議会、提出先、衆参両院議長、以下、記載のとおりです。

○議長（深見 忠生君） これから発議第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので発議第3号の質疑を終わります。

〔提出議員（大久保洪昭君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第3号燃油価格における地域格差の解消を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第3号燃油価格における地域格差の解消を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第47. 閉会中委員会継続調査申出の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第47、委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の審査及び調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第48. 議員派遣の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第48、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付の関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取りはからうことに決定しました。

---

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

ここで、平成19年度壱岐市一般会計補正予算外、補正予算の専決処分について理事者から発

言の申し出がっておりますので、これを許可します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 担当課長の方より説明をさせますので、よろしくお願ひします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 平成19年度の予算の専決処分についてのお願いでございます。

一般会計では、歳入で特別交付税の決定が18日になっております。また、譲与税及び地方債の一部決定がされていないものがございまして、その額の決定を待ちまして3月31日付で専決処分をさしていただきたいと思っております。

なお、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計におきましても専決処分をさしていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、布川収入役から発言の申し出がっておりますのでこれを許可します。布川収入役。

〔収入役（布川 昌敏君） 登壇〕

○収入役（布川 昌敏君） 本日、特に深見議長の御高配のもと、発言の機会をちょうだいいたしました。感謝の意を込めてお礼を申し上げます。

議員各位には既に御高承のとおり、さきの地方自治法の改正に伴い、県の出納長及び収入役が廃止されました。私の法的任期はその経過規定を受け、従前どおり来る5月18日をもって満了いたします。

したがいまして、在職の限り最後の最後の1時間1分まで、これまで以上に精根を傾けなければならないことは公務員として自明の理であります。

なお、本日この席で退任のごあいさつを申し上げることは、いささか時期的に適切であるか否かと言えなくもございません。

しかしながら、私自身が信条とします定例会において、議員各位にお目にかかれる日は本日をおいてほかにはないと考えまして、無理を強いてあえて議長のお許しをいただいた次第でございます。

さて、紆余曲折を経ましたものの、関係者の多大の御尽力により、平成16年3月1日、壱岐市が誕生いたしました。即、私は、初代の市民生活部長兼福祉事務所長を拝命。翌4月、初の市長選を制し長田市政が生まれました。その長田徹現市長の御指名を賜り、かつ議会の全会一致の御同意をもって、平成16年5月19日、初代収入役に就任をいたしました次第でございます。

就任当時はバブル崩壊後の構造不況に加え、不良債権処理を至上命題とします金融危機が叫ばれ、大手行のまさかの倒産を初め、金融界が混乱の極みに達しておりました。そして、改革なくして成長なしを理念とする郵政民営化、解散総選挙へと突入したことは鮮明にして記憶に新しいところであります。

一方、そうした金融不安の中、いわゆるペイオフが公的に解禁されました。これは世界の金融秩序の自己決定と自己原則を大前提とするものにほかなりません。地方職といたしましては最善の安全策を構築し、年間400億円を超える公金のリスク管理とその財政資金の保全に万全を期し、今日に至るところでございます。

幸いにしまして、この種の金融事故を惹起させることなく、また適正な会計処理と基金の預け入れ、日々の資金繰りを円滑、安全に維持してきたところでございます。これもひとえに指定金融機関の全面的な御支援と地元農・漁協等収納代理金融機関の御協力の賜物と、これまでも衷心より感謝を申し上げてきたものでございます。

また同時に、議会の適切な御指導、御助言、監査委員の的確な御指摘並びに納税者たる市民の理解のおかげでありますことは今さら申し上げるまでもございません。

ところで、私は、旧芦辺町の一般職を約40年、うち過半数を管理職として、さらに新市最初で最後の収入役の特別職をあわせ、通算40数年もの長い間行政一筋に勤務させていただきました。この間、先人を含め歴代市長、先輩、同僚、後輩職員ほか関係者、そして多くの住民の御指導、御鞭撻を賜りました。おかげをもちまして任期満了を目前にしたきょうというこの日を向かえることができました。

改めまして、これまでいただきました数々の御厚情、御援助に対し心から厚く御礼を申し上げます。

悠久の時の流れの一瞬に過ぎない一コマを、地方自治の中核にまで参画できましたことは私の望外の喜びとするものでございます。

今後とも壱岐市を含めた地方財政は一段と厳しさがつのるものと、不本意ながら予見せざるを得ません。どうか真に有効な英知を結集されまして、壱岐市のさらなる発展のため、議員各位並びに市長以下、全職員の一層の御活躍と御健勝を念じてやまないものでございます。

終わりにになりました。これまで出会いましたすべての方に感謝の誠をあらわしつつ退任のごあいさつとさせていただきます。本当に長い間お世話さまになりました。ありがとうございました。

(拍手)

〔収入役（布川 昌敏君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、長田市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月29日より本日までの18日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じまして、議案に対しまして慎重に御審議をいただきまして、全議案についてただいま可決、御承認を賜りました。

議員各位には、連日にわたる御労苦に対し衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、十分に尊重をし市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、日ごとに日差しも伸びまして、少しずつ春の訪れを感じさせるようになってまいりました。私の市長としての今任期も残り少なくなってまいりましたが、残された期間におきまして、壱岐市発展のために全身全霊で取り組んでまいる所存でございます。

現在、今まで行財政改革、また人口減少の歯どめということで、企業誘致を初めいろいろ行ってまいりましたが、企業誘致につきましてはまだ確定というまではいきませんが95%のとおりでございますが、先方の役員会で決定されたら発表できるわけでございますが、約100名ぐらいのまた雇用の場をほぼ決まっているところでございます。

今後も雇用の場をふやすように、まだまだ種まきのときとこのように思っております。今後大きく大きくまた広げる必要がございます。今後も一生懸命壱岐市の発展のために頑張りたいと思っておりますので、皆様方の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末を迎えまして、何かとあわただしい季節となりました。議員皆様方におかれましては、新たな年度を御健勝にてスタートされますことを心より祈念を申し上げまして、簡単ではございますが閉会に当たりましてのあいさつといたします。大変御苦労さまでございました。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

---

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、平成20年第1回壱岐市議会定例会を閉会いたします。大変皆様お疲れでございました。ありがとうございました。

午前11時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 久間 初子

署名議員 瀬戸口和幸

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 期限 ・本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 ・次期定例会招集日前日まで
総務文教 常任委員会	事件 ・総務部に関する調査 ・税務課に関する調査 ・消防に関する調査 ・教育委員会に関する調査
厚生常任委員会	事件 ・社会福祉、健康保健事業及び病院事業に関する調査 ・環境衛生、廃棄物処理対策に関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・農林水産業及び観光商工業の振興等に関する調査

議 員 派 遣 に つ い て

平成20年3月17日

老岐市議会議長 深見 忠生

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県離島医療圏組合議会第1回定例会
  - (1) 目 的 定期会出席
  - (2) 派遣場所 長崎市
  - (3) 期 間 平成20年3月26日～27日（1泊2日）
  - (4) 派遣議員 中村 出征雄